
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.79 2017/9/4

1 腸管出血性大腸菌による食中毒等の調査及び感染予防対策の啓発について通知

9月1日、厚生労働省は健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局食品監視安全課長の連名で各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その内容は次のとおり。

平成29年8月の感染症発生動向調査における腸管出血性大腸菌0157（以下「0157」という。）の患者数は例年より多く、特に、関東地方を中心に0157VT2が、直近5年間で最も流行した年のピーク時を超える水準（※第33週（8/14～8/20）の0157VT2株報告数は144件で、過去5年で最も流行したのは2016年の第33週（8/15～8/21）123件（件数は暫定値）となっています。また、国立感染症研究所における検査の結果、同一遺伝子型の0157（0157VT2株）が多くの患者から広域、散発的に検出されていることが判明しています。

このため、広域的な発生に対する詳細な情報を収集する必要があることから、当分の間、0157VT2株が検出された場合には腸管出血性大腸菌曝露状況調査票（添付）を用いた調査を行います。当該調査票を国立感染症研究所感染症疫学センターまで提出されるようお願いいたします。また、0157による食中毒等の原因究明にあたっては、国と関係自治体間の情報共有及び調査協力が重要なことから、当方からの個別の要請等について迅速に対応されるようお願いいたします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinzenbu/0000176274.pdf>